

令和4年度の後期高齢者医療保険料

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。保険料率は2年ごとに見直され、都内で均一となります。令和4・5年度の保険料率は、次のとおり決定しました。

保険料の決め方(表1参照)
保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の

表1

均等割額 被保険者1人当たり 46,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) ×所得割率9.49%	=	保険料額(年額) 100円未満切り捨て (限度額66万円)
------------------------------	---	---------------------------------------	---	-------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表2

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (28.5万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (52万円 × 被保険者の数) 以下	2割

65歳以上(令和4年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。

表3

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	5割
20万円以下	2.5割

表4

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

表5

特別徴収(公的年金からの天引き)開始条件	①公的年金の受給額が年額18万円以上 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下 ③介護保険者が青梅市であること
----------------------	--

※対象の方でも年金からの天引きに切り替わるまでの一定期間は普通徴収での納付となります。

問い合わせ 制度について
：東京都後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 ☎0570・086・519 (IP電話からは ☎03・3222・4496)、ファックス ☎0570・086・075、個人情報を含むことについて：市保険年金課後期高齢者医療係

表1 令和4年度の税率等・課税限度額

区分	令和4年度	令和3年度	引き上げ率・額	(参考) 都標準税率	
医療分	所得割	6.00%	5.80%	0.20%	7.09%
	被保険者均等割	30,600円	29,900円	700円	41,809円
	課税限度額	650,000円	630,000円	20,000円	650,000円
支援金分	所得割	1.95%	1.85%	0.10%	2.50%
	被保険者均等割	11,200円	10,200円	1,000円	14,265円
	課税限度額	200,000円	190,000円	10,000円	200,000円
介護分	所得割	1.85%	1.65%	0.20%	2.55%
	被保険者均等割	12,200円	10,500円	1,700円	18,520円
	課税限度額	170,000円	170,000円	据え置き	170,000円

表2 減額対象世帯

減額割合	令和3・4年度
7割軽減	世帯全体の所得が43万円 + ((給与・年金所得者数 - 1) × 10万円) 以下
5割軽減	世帯全体の所得が43万円 + ((給与・年金所得者数 - 1) × 10万円) + ((国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 28万5千円) 以下
2割軽減	世帯全体の所得が43万円 + ((給与・年金所得者数 - 1) × 10万円) + ((国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 52万円) 以下

※世帯…世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者
 ※給与・年金所得者数…一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方。ただし、専従者給与は除く)と公的年金等所得者(公的年金等収入が、65歳未満で60万円を超える方、65歳以上で125万円を超える方)の数
 ※特定同一世帯所属者数…国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行した後も引き続き国民健康保険加入者がいる世帯の場合、移行した後期高齢者医療制度加入者数

表1 減免対象保険税(料)額の計算式

減免対象保険税(料)額 = A × B ÷ C
A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税(料)額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額
C: 主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

表2 減免割合

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1千万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合、前年の合計所得金額にかかわらず、表1で算出された減免割合をかけた金額とする。

問い合わせ
国民健康保険税：保険年金課資格課係
後期高齢者医療保険料：同課後期高齢者医療係

減免額 ①に該当：全額免除
②に該当：表1の減免対象保険税(料)額に表2の減免割合をかけた金額

※必要書類等は、市ホームページ(記事ID:1938722272)参照 またはお問い合わせください。

申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で保険年金課へ持参も可

②令和3年度分の保険税(料)で、3年度末に資格を取得したこと等により4年4月1日～5年3月31日に納期限が到来するもの

世帯の主たる生計維持者について、(1)事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること(2)前年の合計所得金額が1千万円以下であること(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

対象となる保険税(料) ①令和4年度分の保険税(料)で、▽普通徴収：令和4年4月1日～5年3月31日に納期限が到来するもの▽特別徴収：4年4月1日～5年3月31日に特別徴収対象の年金給付の支払日が設定されているもの

対象の世帯 次のいずれかに該当すること
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の(1)～(3)に該当する世帯
世帯の主たる生計維持者について、(1)事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること(2)前年の合計所得金額が1千万円以下であること(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

令和4年度の国民健康保険税

国民健康保険の医療費は年々増加しています。そのため、市の国民健康保険収入額が不足することから、令和4年度の国民健康保険税の税率等(表1参照)を改定しました。

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険課税限度額の引上げを行いました。

なお、国民健康保険税が減額となる対象世帯の基準所得額は変更ありません。

低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

保険料の納め方
▽普通徴収(納付書または口座振替での支払い)：特別徴収の対象でない方
▽特別徴収(公的年金からの天引き)：一定条件を満たす方(表5参照)
※対象の方でも年金からの天引きに切り替わるまでの一定期間は普通徴収での納付となります。

参考) 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策)：被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。(表3参照)

でき、当面の間所得割額はかかりません。(表4参照)

(表2参照)

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

令和4年度の健康保険税の納税通知書は、7月初旬に世帯主の方に送付しますので、納め忘れにご注意ください。

問い合わせ 保険年金課資格課係

対象となる保険税(料) ①令和4年度分の保険税(料)で、▽普通徴収：令和4年4月1日～5年3月31日に納期限が到来するもの▽特別徴収：4年4月1日～5年3月31日に特別徴収対象の年金給付の支払日が設定されているもの